

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

2014

6

Vol.198



昭和51年に開園した港北幼稚園は、平成26年4月に新園舎へと装いを新たにしました。幼保の制度が大きく変わる中で、保護者とともに子どもが子どもらしく過ごせる保育を創造していきます。

写真提供：学校法人 渡辺学園（神奈川県横浜市）

CONTENTS

- 平成26年度 私学事業団の事業計画と予算…………… 2
- シリーズ学校訪問記～未来に向かって～東日本大震災から前へ進むために…………… 5
- 連載②「魅力あふれる学校づくりを目指して」
子どもが生き生きと過ごし、保護者も参加したくなる園舎や保育で、幼稚園の魅力づくり… 7
- 特定健康診査のご案内を6月下旬に学校法人等へ送付します…………… 9
- 標準給与の定時決定……………10
- 標準給与の改定が必要なとき……………11
- メンタルヘルス等相談サービスを始めます……………12
- 人間ドック利用費用の補助……………13
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成26年度 私学事業団の事業計画と予算

助成業務

補助事業

私立大学等に対して補助金の交付を行っています。

私立の大学、短期大学及び高等専門学校の健全な発達に資するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として大学等を設置している学校法人に補助金を交付します。

平成26年度は、東日本大震災の復興分（47億3276万円）を含む3231億3176万円を国から受け入れ、同額を交付する予定です。

貸付事業

学校法人等に対して固定金利で長期の融資を行っています。

学校法人、準学校法人に対して、その設置する私立学校の校地・校舎等の施設設備の整備に要する資金、その他経営に必要な資金について固定金利で長期の融資を行います。

また、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化にかかる耐震改築及び改修工事等のため、通常より有利な貸付条件で融資を行います。

26年度の貸付事業計画額は、632

億円となっています。

貸付財源は、財政融資資金367億円、自己調達資金265億円（うち、共済業務にかかる長期勘定からの借入れ130億円）を予定しています。

受配者指定寄付金事業

受配者指定寄付金の受け入れと配付を行っています。

私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付します。この寄付金は所得税、法人税について税法上の優遇措置（昭和40年大蔵省告示第154号）が受けられます。

26年度は、受入計画額140億円に対し、同額を配付する予定です。

学術研究振興基金事業

学術研究振興基金への寄付金の受け入れと学術研究振興資金の交付を行っています。

私立学校の学術研究に直接必要な資金を交付するため、学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として学術研究のための設備の取得費、維持費、その他の研究費に對して交付します。

この寄付金は、所得税、法人税について税法上の優遇措置（特定公益増進法人の措置）が受けられます。

26年度は、学術研究振興基金の受入計画額500万円、学術研究振興資金の交付計画額1億2000万円を予定しています。

なお、前年度末における学術研究振興基金の保有額は、53億9851万円です。

経営支援・情報提供事業

学校法人自身で経営上の問題点の早期発見を可能とするための方策や、学校法人が自ら行う経営改善に向けた取り組みに対して支援を行っています。

また、私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・蓄積し、私立学校等のニーズに応じて必要な情報を迅速に提供しています。

充実を図ります。

3 私立学校の教育情報や教育条件及び経営に関する情報データベースの充実を図るため、基礎調査、アンケート調査及び経営改善事例の蓄積等により、情報収集・提供機能を改善します。また、本事業団主催のセミナー等において、ネットワークを利用した「私学情報提供システム」の説明を行い、利用促進を図ります。

4 収集した情報や調査結果を研究・分析し、ホームページ等へ掲載し提供を行うとともに、これらに関するセミナー等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図ります。

① 学校法人の理事長、大学・短期大学の学長等のリーダーを対象とした、経営面・教養面の知識を深め、大学の魅力向上のための改革に向けた意欲形成を図るセミナーを実施します。

② 大学等の職員を対象に人材養成を目的としたセミナーを実施します。

③ アンケート結果等を踏まえ大学・短期大学を対象とした経営改革・改善に役立つセミナーを実施します。

④ 学校法人の経営改善に資するため、「今日の私学財政」を刊行し、「私立大学・短期大学等入学生志願動向」、「学校法人の経営改善方策に関するアンケート報告（高校編）」をホームページ等で公表します。

5 大学ポートレートの稼働を予定しています。

2 経営上の問題点を発見するための自己診断チェックリストの見直しと

表 構成員・標準給与・標準賞与推計

区 分	①構成員(人)	②標準給与の 平均月額(円)	③標準賞与の 平均年額(円)
合計加入者	542,451	371,037	1,314,146
(短期加入者)	(539,214)	(370,349)	(1,309,576)
(長期加入者)	(515,446)	(360,633)	(1,230,129)
被扶養者	348,428	-	-
年金受給者	442,546	-	-
総 計	1,333,425	-	-

私学共済制度の構成員と標準給与

26年度の共済業務における各事業の基礎となる構成員は、表中①のとおり、総計133万人（加入者、被扶養者及び年金受給者）と推計しました。また、標準給与の平均月額及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表中②・③のとおり推計しました。

共 済 業 務

図1 短期給付事業の予算収支(単位：億円)

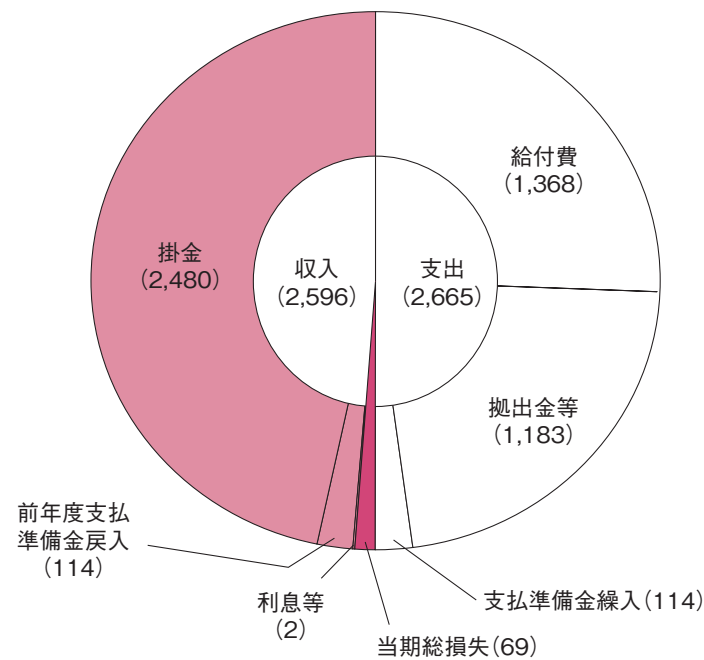
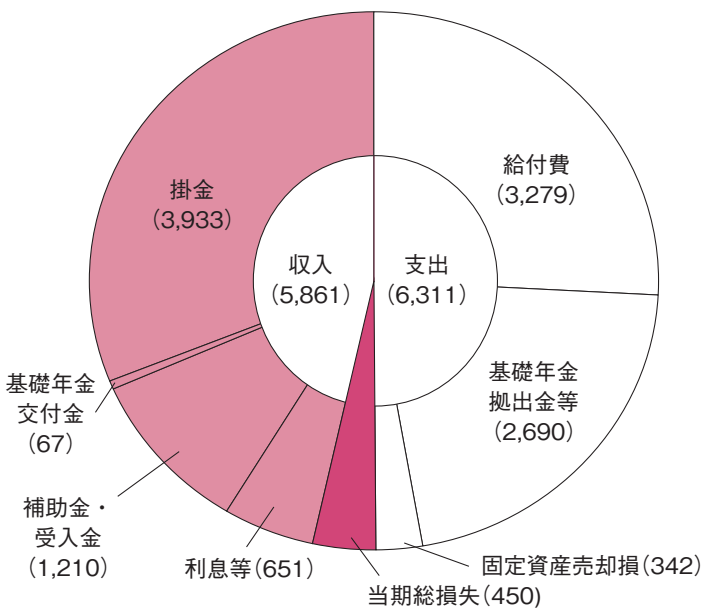


図2 長期給付事業の予算収支(単位：億円)



短期給付事業
病気やケガによる医療費等の給付を行っています。

短期掛金率のうち給付分掛金率は、前年度と同率の100分の7・39に据え置き、介護分掛金率は介護納付金の増額を勘案して100分の1・141（前年度掛金率100分の1・074）としました。この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ58億6000万円（2・42％）の増加となる見込みです。

保健給付等の給付費については、前年度に比べ3億円（0・19％）の増加を見込んでいます。また、他制度への抛出金等として、前期高齢者納付金327億円、後期高齢者支援金520億円を見込みました。さらに、介護納付金208億円等を見込み、図1のとおり収支を予定しています。

その結果、掛金及び利息等の収入（2482億円）と給付費及び抛出金等の支出（2551億円）との収支差69億円に、支払準備金の戻入と繰入との差額を加えた69億円が当期総損失となる見込みです。

長期掛金率は、21年度に行った財政再計算の結果を踏まえて、給付分掛金率を100分の14（都道府県からの補助が行われた場合、その分軽減されます。ただし、長期賞与掛金に対する補助はありません。前年度掛金率100分の13・646）に変更しました。

長期給付事業
退職後の生活の柱となる年金の給付を行っています。

における短期給付請求総額の12分の1に相当する金額を積み立てています。

この掛金率をもとに推計した掛金収入は、前年度に比べ133億円（3・50％）の増加となる見込みです。

国庫補助金は、基礎年金拠出金の2分の1相当額など総額1141億円が措置されています。

給付費については、年金者数の増加等により、前年度に比べ219億円（7・17％）の増加となる見込みです。そのほかに、基礎年金拠出金2248億円、年金保険者拠出金442億円等を見込み、前頁図2のとりの収支を予定しています。

掛金、交付金、補助金・受入金及び利息等の収入（5861億円）と、給付費及び基礎年金拠出金等の支出（6311億円）との収支差450億円が当期総損失となる見込みです。

なお、27年10月に実施される被用者年金制度の一元化を控え、投資不動産として保有している土地の一部を共済業務勘定と宿泊経理に移管します。

以上を踏まえ、26年度末の保有資産は、3兆3992億円となる見込みです。

保健事業

特定健康診査、人間ドックや健康増進施設の利用費用補助を行っています。

26年度も前年度と同様に福祉事業分掛金率100分の0・25を主な財源としています。また、特定健康診査等事

業に対し、国庫補助金1億6979万円が措置されています。

人間ドック利用費用補助等の保健事業にかかる費用として27億円、特定健康診査等の事業にかかる費用として10億円、また、医療事業及び宿泊事業への繰入金として34億円を見込み、図3のとりの収支を予定しています。

医療事業

総合健診を行う健康医学センターを併設した直営病院の運営を行っています。

東京臨海病院の運営に伴う事業収入・支出及び保健経理からの受入金を見込み、図3のとりの収支を予定しています。

宿泊事業

旅行・出張、会議・宴会、婚礼等にご利用いただいている会館、宿泊所及び保養所の運営を行っています。

宿泊施設の事業収入・支出、設備整備計画及び保健経理からの受入金を見込み、図3のとりの収支を予定しています。

備計画及び保健経理からの受入金を見込み、図3のとりの収支を予定しています。

貯金事業

財産形成の支援を行っています。

貯金事業の収支は、図3のとおりを予定していますが、これは積立貯金、積立共済年金、共済定期保険及びアイリスプランの各事業を総括したものです。

なお、26年度末の加入者貯金残高は、1兆189億円となる見込みです。

貸付事業

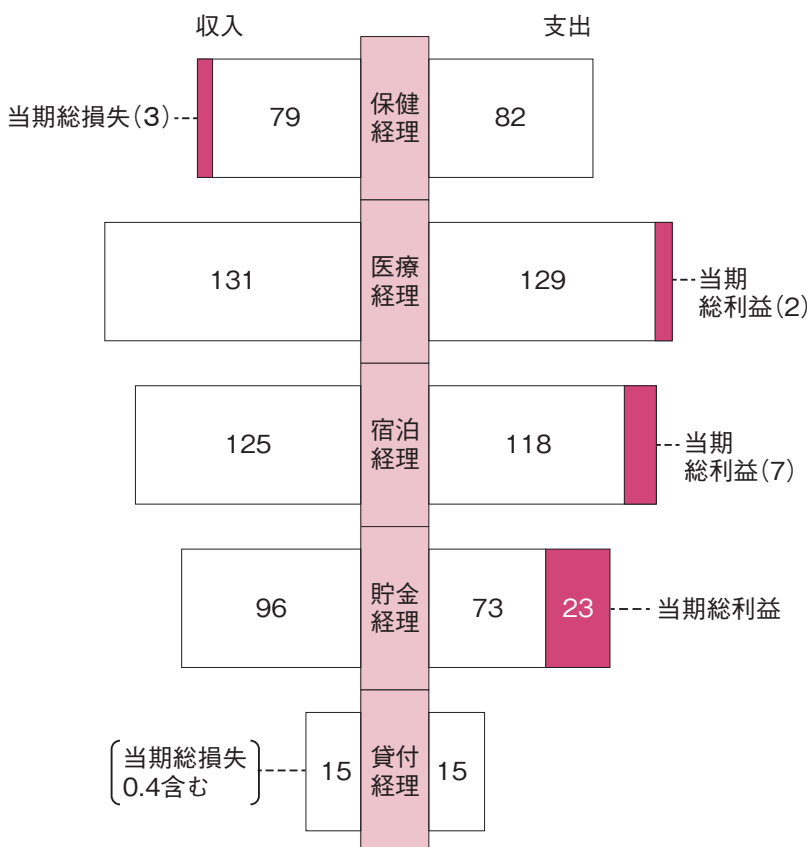
結婚・教育・住宅等の資金の貸付けを行っています。

26年度の貸付額は、加入者貸付103億円を見込み、図3のとりの収支を予定しています。

その他事務費など

短期・長期給付事業の事務を行う費用は共済業務勘定で支出しています。この勘定においては、事務費分掛金率100分の0・11と国庫補助金2億9882万円を主たる財源としています。

図3 福祉事業の事業経理別予算収支(単位：億円)





石巻専修大学の広大なキャンパス。
震災から3年が経過した今でも地盤が動いた
影響で、新たに被害が発見されることも。

石巻専修大学は「社会に対する報恩奉仕」を建学の精神として平成元年に開学。その建学の精神を現代に引き継ぎ、21世紀ビジョンとして「社会知性の開発」を掲げ、産業界・社会が求める「習ったことがないことでも正しい判断ができる力」を身につけ、社会で活躍する人を育てることを使命としています。

習ったことがないが想定できないこ

学校訪問記〜未来に向かって〜 第1回

東日本大震災から前へ進むために



学校法人 専修大学 石巻専修大学

東日本大震災から3年余り。被災された石巻専修大学を訪問し、震災後の取り組み、震災からの教訓、今後必要とされる支援などについて、坂田隆学長や教職員の方々からお話を伺いました。

震災、それから

「震災直後の状況と対応について、お聞かせ下さい」

学長が出張で不在、さらには、3月20日合格発表の入学試験も控えた中で被災でした。学長が大学に戻るまでの1週間、「石巻専修大学防災業務計画」に基づいて理工学部長と事務部長が本部長となり、対策本部を立ち上げ、学生・教員の安否確認や大学施設の破損状況確認を行いました。さらには、避難場所指定されていない中での近隣住民の避難対応や、ボランティアへの大学施設及びテント設営場所の提供等、石巻市と締結直前であった防災協定にも掲げられる「避難できる場所」として活動を行いました。

最初の1週間、現場で動く教職員に対し、出張先という離れた場所から、学長が「客観的」な視点を持ちながら冷静に対応できたことが、2次被害を最小限に抑えることに寄与したと考えています。

「大学としての災害時におけるリスク

マネジメントの教訓について、お聞かせください」

1 学内

震災当初、学内事務システムのダウンにより手元に紙媒体の正確な学生名簿をダウンロードできない中、仙台在住の教員が中心となって安否確認を行いました。IT化の発展や経費削減によって、紙媒体の資料を減らす風潮となつていますが、学生名簿等必要最低限の情報は複数箇所に紙媒体で保管する必要がありますと強く感じました。

2 学外・地域等

（災害対策活動拠点として）

震災直後、本学では、自治体の要請により、大学の一部施設をボランティアセンターや仮設診療所等、災害対策の拠点として提供しました。この活動拠点は、ボランティア参加者が集い、その人数は毎日約800名にのぼり、ボランティアセンターが移転するまでの約9か月、学生及び教職員と学外者が共存することとなりました。この中で、大学本来の教育研究環境を維持するため、大学と自治体、学外者の間でルールを整備することが必要でした。

大学と学外者との間で大きなトラブルが発生しなかった一番の要因は、やり取りをする際に、市の職員や社会福祉協議会等の公的機関が間に入り、クッション役になってくれたからだと思います。現在、自治体と災害時の協定を結び、災害時に大学の施設を避難所や

災害対策の活動拠点として提供する大学が増加していますが、そのような大学は、災害時に学外者がキャンパスを出入りするルールをどのように整備していくかを事前に想定し、リスクマネジメント体制を構築することが必要と考えます。

3 『東日本大震災 石巻専修大学報告書』の刊行

本学では、他大学が災害対策拠点として学内規程等を整備する際の参考となるよう、東日本大震災の1年後から、『東日本大震災石巻専修大学報告書』を刊行しています。報告書の中で、地震と津波のあと学内でどのようなことが起こっていたのか、大学や学校法人のことを教職員がどのように感じているのか等を具体的に記録・整理し公開しています。リスクマネジメントの参考にご覧いただければ幸いです。左記大学ホームページからのダウンロードのみの公開となっています。

http://www.senshu-u.ac.jp/shinomaki/social/fukkou/shinsai_report.html (石巻専修大学復興共生プロジェクトホームページ)



復興への思いを熱く語る坂田学長

復興に向けて

復興共生プロジェクトとはどのようなものですかー

学生・教職員の3分の1が被災した本学では、被災地域の防災と復興に関する事業を行い、研究と教育の高度化や復興を担う人材の育成を目指す「復興共生プロジェクト」を展開しています。本学が地域復興のセンターとなり、自治体、大学、地元企業等と連携し、防災や復興に関連するシンポジウムの開催、被災者支援、産業支援、防災・復興関連研究等、幅広い事業に取り組んでいます。こうした事業には多数の学生が参加しており、調査、研究、支援などの活動をおして「実践的な教育の場」となっています。

復興共生プロジェクト「3Dプリンタ活用による石巻市沿岸部の復元立体模型」について製作に至った経緯を教えてくださいー

「心の復興」なくして「まちの復興」はありません。建物や地形を立体的に製作できる3Dプリンタを活用し、震災前の石巻市沿岸部の街並みを立体模型で再現しています。復元立体模型は、沿岸部の家屋、施設、工場、商店1軒1軒まで詳細に復元することを目指しました。実際に模型に触れていた

原動力となる事を願い製作しました。



3Dプリンタで復元した石巻市沿岸部の立体模型

前に進んでいくために

国や地方自治体に今後どのような支援を期待されますかー

1 施設

震災直後、目に見える建物等の施設に対する被害はほとんどありませんでした。しかし、地盤が動いた影響で建物の継ぎ目のコンクリートが割れる等、今になって震災による影響が出てきています。震災から3年経った今、震災直後は手厚かった建物に対する補助金も、ひと頃に比べ減少しています。被害が震災によるものと認められれば、その時期に関わらず復旧費用を補助してもらえる仕組みにしたいだけないかと切に願います。

2 学生・受験生

震災後、民間企業等が出資する奨学金があったにも関わらず、学生たちは

申請に来ませんでした。震災の影響から申請する気持ちにすらなれなかったのです。学生の自発に任せては奨学金を得るチャンス逃すと思い、若手職員が学生に声をかけて申請を促すようにしていました。震災後の非常事態では、奨学金制度と学生をつなぐ存在の重要性を感じました。また生活支持者を亡くし就学を諦めしてしまう学生や、家族のことを思いやり働きに出る学生等もいることから、返済の必要がない給付型の奨学金の拡充が学生にとって一番の支援になると考えます。

さらに、大学進学者だけでなく、高校生にも関連する教育ローンについては、たとえ親が自己破産しても学生(生徒)だけは切り離し、単独所帯として考えることができれば、よりよい整備になると思います。

また、石巻地区では、人口流失が大きな問題になっています。地元就職する場合、例えば貸与型奨学金の返済を免除する等、企業とタイアップした地元への就職を促進するような制度の構築等が必要だと思っています。

取材を終えて

被災地に関する情報は、新聞やテレビ等のメディアから報じられる限られた情報しかありません。最近では「〇〇が再開しました!」といった、復興が順調に進んでいるような見出しを多く目にします。しかし、石巻市を一望

できる日和山に立ち、更地が多く広がる光景を目の当たりにすると、それは被災地の一面を報じているに過ぎず、復興への道のりは決して短いものではないと感じるとともに、被災地復興のための支援を発展的に継続していかなければならぬと考えさせられます。そのような逆境の中でも、石巻専修大学では、多くの若手の教員が学生を巻き込み、震災に関する様々なプロジェクトに積極的に取り組んでいます。仮設住宅支援をベンチャービジネスのひとつと捉え授業を行い、調査に基づき目標を立て、具体的な事業を企画し評価を行う等、今までになかった教育方法にもチャレンジしています。「復興」へ向け、大学一丸となって「前へ進む」という石巻専修大学の力強さを感じました。

(取材) 私学経営情報センター



日和山から見た石巻市沿岸部(震災前)



復興に向け、継続的な支援が必要(H26.3.15時点)

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ②⑥

子どもが生き生きと過ごし、保護者も参加したくなる園舎や保育で、幼稚園の魅力づくり

学校法人 渡辺学園 理事長 渡邊 英則

保育をめぐる大きな流れの中で

耐震のため、建て直しが迫られていた港北幼稚園の新しい園舎が3月末にやっと完成しました。38年間、使い続けた園舎に愛着はあったのですが、園舎の耐震性だけでなく、地盤の弱さもあって園舎に傾きがあり、建て直しは急務のことでした。



港北幼稚園新園舎全景

ところが、港北幼稚園の建て直しを計画し始めた平成15年ごろに、港北幼稚園から500メートル離れたところに、横浜市が待機児童対策の一環として、「はまっこ幼保園（仮称）構想」を打ち出しました。法人として、急きょ

助成業務

その公募を引き受けることを決め、審査を経て、社会福祉法人を設立し、幼保園を立ち上げることになりました。園舎の建設に必要な資金は、保育園部分を福祉医療機構から、幼稚園部分を私学事業団から借入れを行ったうえで、何とか17年4月に幼保一体化施設ゆうゆうのもり幼保園を開園させることができました。

このような経緯から、法人としては、認定こども園と幼稚園を運営することになったのですが、港北幼稚園の園舎が新たになった今、改めてこの9年間を振り返ってみると、幼稚園と幼保園という二園が置かれていた状況は、まさに国の幼保に対する施策の大きな流れと酷似していたように思えてきます。

新旧二つの園があるという関係が続いた9年の間に、保育を取り巻く状況は一変しました。注目を浴びるのは、当然のことながら新たにできた法律に基づいた、認定こども園であるゆうゆうのもり幼保園です。子育てや子育て支援に対する国の動きが激しかったため、ゆうゆうのもり幼保園は、園舎だけでなく、認定こども園の運営や経

営も含めて、様々な方面から注目を集めた施設になりました。

その一方で、なぜか幼稚園は預かり保育部分を除いて、時代の流れから置き去りにされているという感じがしていました。家庭で子育てをするという選択をした保護者の子どもたちが主に通う幼稚園は、子育て支援や待機児童問題にはほとんど無関係と思われるたのかもしれない。

特に横浜市は待機児童が多かったこともあって、子育ての施策の中心は、子どもをどのように預かるかという議論ばかりに注目が集まっていたのです。幼稚園の役割そのものについては、古くからの園舎で保育をしていた港北幼稚園同様、社会から注目を集めることはありませんでした。

問われる幼稚園の役割

幼稚園はあくまでも学校施設です。学校として、本来、果たすべき役割を持つているのですが、その役割よりも、子どもを長時間預かる施設が重視されることになれば、幼稚園の役割は終わったという人さえでてきました。来年度以降、新たな制度になって、ますます幼稚園の認定こども園化が進む中で、問われなければならないのは、幼稚園の存在意義です。

港北幼稚園の建て直しにおいても、このことは避ける訳にはいきませんでした。幼稚園とは、当然のこととして子どもを育てる場であると同時に、保

護者同士もお互いに知り合いになっていく中で、子どもを一緒に育てていくとする場であってほしいのです。そのため、港北幼稚園は保護者に園を開き、父母の会活動や多種多様なサークル活動など保護者の活動を活発にする中で、子どもへの関心を高め、さらには保護者同士が相互に子育て支援をし合える関係を築けるような体制を整えてきたのです。



ゆうゆうのもり幼保園全景

港北幼稚園の新しい園舎のイメージも、当然、ゆうゆうのもり幼保園とは違ったものになりました。人と人をつなげる場になることを意識せざるを得ませんでした。ゆうゆうのもり幼保園と港北幼稚園の園舎の違いは、単に設計の違いだけではなく、大きな社会の流れの中でいえば、認定こども園制度を見据えた、幼稚園そのものの存在価値を問い直す園舎建て直しともいえるかもしれません。

幼稚園の役割から園舎の設計を考える

では、本来の幼稚園の役割を見据えた園舎の設計とはどんなことなのでしょう。もちろん、幼稚園は幼児教育を行う場所でなければなりません。幼稚園の基本は環境とおとしての保育にあります。園舎や園庭という環境がどのようなメッセージを子どもに出しているかは、幼稚園にとっても大事なことです。

子どもの生活環境が変化し、家庭での教育力も低下していく中で、今の時代、地域に子どもがいなくなり、子どもの生活そのものが消滅しかかっています。子ども同士、そして家族同士でのつながりもなくなり、園以外で子ども同士が遊ぶことが難しくなってきました。大人同士の関係も希薄になり、各家庭で子どもを預けたり、預かったりする関係もなくなってきたのです。

このように子どもを育てる環境が悪化してくると、逆に子どもが主体性をもって伸び伸びと生活できる場は、幼稚園や保育園しか残っていないといえなくはありません。そこで、改めて幼稚園という場に注目してみると、幼稚園での生活の中に、多様な経験ができたり、様々な人との出会いが起こるような場が必要でした。

幼稚園は、子どもが集まり、そこに保護者も集まってくる場所です。保護者の力も借りて、子どもたちの生活を豊かにすることもできれば、その一方

で、子どもを中心に保護者同士がつながり新たな地域をつくっていくこともできます。そのつながりや新たな地域が生まれる中で子どもたちが育っていくのです。



ホール、中庭（ウッドデッキ）、園庭へとつながる広場の空間

幼稚園は、保護者と子どもとの関係が近いので、保護者が園に来る機会が増えれば、子どもを中心に、人が集い、そしてつながっていく機会を提供できます。地域や家庭の教育力が低下し、大人の社会参加がにくい時代だからこそ、子どもが幼稚園の時に、何らかの活動に参加する楽しさを保護者が感じてほしいし、その経験はとても貴重だと思えてならないのです。

子どもにうつても、保護者にうつても居心地のよい園に

新たに建てた港北幼稚園は、ゆうゆうのもり幼稚園を設計した仙田満先生（せんだみつる）にお願ひし、ゆうゆうのもり幼稚園とは違ったイメージで園舎を設計してもらいました。

仙田先生は長年子どもの生活空間や

環境を研究してきた先生で、遊環構造という独自の考えを持っています。

この遊環構造は、ゆうゆうのもり幼稚園でも取り入れられています。今回建て替えた港北幼稚園の園舎にも違った形で取り入れられています。木造平屋の園舎にある各保育室は、広い縁側のような廊下でつながって、そこでもいろいろな遊びができるようになっていきます。また、廊下部分の屋根にも、子どもたちが自由に行き来ができる通路をつくりました。各保育室からロフトに上がると、屋根部分の通路にも出られるようになっていきます。



廊下の屋根部分につくった通路

また港北幼稚園のひとつの特徴である様々な行事が、雨天でもできやすいように、各保育室と木造の大きなホールに囲まれた部分に、ウッドデッキの広場ができています。この広場は、簡易的ではありますが、シートで屋根をつくることで、雨でもプールに入ったり、お餅つきなどができるようにしています。親子で集まる大きな行事の時に、雨が降っても、何とかその

行事を楽しめるようになっていきます。



行事等、様々な活用できる中庭（ウッドデッキ）

さらには、保護者の活動がしやすいように、保護者の居場所にも配慮しています。絵本の読み聞かせや音楽サークル、ガーデニングやおやじの会など、様々な保護者の活動をとおして、子どもたちの豊かな園生活を支えてくれるような保護者が、一人でも多くできてくれることを願っています。

子どもの成長をとおして、保護者自身も生き方を豊かにしていくというような場となるこそが、子育て支援であり、本来の幼稚園の役割であるはず。このことを実現するために、新たに建てた港北幼稚園が、子どもにとつても、保護者にとつても、居心地のよい園舎となることを心から願っています。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

渡邊 英則（わたなべ ひでのり）

学校法人渡辺学園・社会福祉法人光と風のむら理事長。ゆうゆうのもり幼稚園園長、港北幼稚園副園長兼務。

特定健康診査のご案内を6月下旬に 学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

平成26年度の特定健康診査及び特定保健指導を下表スケジュールのとおり実施します。

私学事業団から6月下旬に、案内書（実施要領等）・対象者リスト等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

【加入者の特定健康診査】

学校法人等が学校保健安全法（労働安全衛生法）に基づいて実施する定期健康診査の結果データを活用します。特定健康診査の検査項目の受診漏れがないようにしてください。

また、「標準的な質問票」のうち、必須項目（服薬の有無、喫煙の有無）の記入漏れが多数見受けられますので、確認のうえ提出してください。

【提出方法のお願い】

健診結果データは、できるだけ私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」▼特定健康診査・特定保健指導に掲載している「健診結果EXCELデータ作成・チェック機能」等の入力フォーマットの利用及び電子データによる提出にご協力ください。

健診結果データの提出期間

26年7月～9月末日

※10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等の提出期限
27年1月31日（必着）

※2～3月に定期健康診断を実施する学校法人等の提出期限
27年5月31日（必着）

保健指導を円滑に実施するため、健診結果は、対象者全員分が揃ってからでなく、整った分から、順次送付をお願いします。

【被扶養者の特定健康診査】

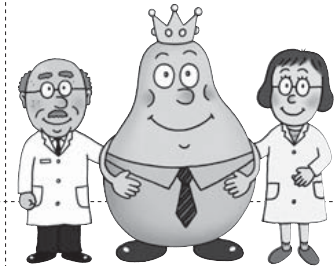
対象者（被扶養者）には「案内書（被扶養者向け）」を学校法人等に送付します。加入者への配付をお願いします。

対象者（被扶養者）は「案内書（被扶養者向け）」に同封されている、「特定健康診査受診券」（有効期限27年3月31日）により、指定健診機関で受診してください。

被扶養者の受診率が低くなっています。受診券が必ず被扶養者の手元に届くよう、ご指導をお願いします。

共済業務

平成26年度スケジュール

	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
平成26年	案内書・被扶養者の受診券(有効期限：平成27年3月31日)・対象者リストの発送(6月下旬ごろ)	学校法人等へ 定期健康診断結果データの提供、案内書(被扶養者向け)配付	
6月		加入者経由で被扶養者等へ 受診券による健診・結果データの提供	
7月	26年度分健診結果データ 受け付け順に、階層化・登録		
8月	健診結果・情報冊子の発送 ※特定保健指導該当者には利用券(有効期限：平成27年7月31日)を同封		特定保健指導利用開始
9月		学校法人等からの健診結果データ提出期限(1回目)	
10月		順次 学校法人等からの健診結果データ提出期限(2回目・10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等)	
11月	〇国へ25年度分特定健診等実績報告		
12月			
平成27年			
1月	順次	学校法人等からの健診結果データ提出期限(2回目・10月以降に定期健康診断を実施する学校法人等)	
2月			
3月		[受診券の有効期限：平成27年3月31日]	
4月		<次年度>	
5月		学校法人等からの健診結果データ提出期限(3回目・2～3月に定期健康診断を実施する学校法人等)	
6月			
7月			26年度特定保健指導の利用 [利用券の有効期限：平成27年7月31日]

標準給与の定時決定

基礎届書の提出期限は
平成26年7月10日（木）です
業務部 資格課

標準給与の月額とは、毎月納付する掛金額や年金、傷病手当金などの給付金の計算の基となります。このため、実際に受けている給与月額との差が生じないよう、毎年1回、「定時決定」により見直しを行います。

標準給与の定時決定とは

毎年7月1日現在で学校法人等に使用されている加入者について、学校法人等が支給した4月・5月・6月の給与を「標準給与基礎届書（以下「基礎届書」といいます）」で報告していただき、その平均給与額に基づき、その年の9月から翌年の8月までの標準給与の等級及び月額を決定します。この定時決定は、掛金及び給付金等の算定基礎となる重要なものです。

基礎届書の対象者

◆対象となる加入者

- ・資格取得日が平成26年5月31日以前で、7月1日現在加入している人
- ・加入者資格を有する休業者や育児休業等取得中の人及び後期高齢者医療制度の適用を受ける人も対象になります。

◆対象とならない加入者

- ・資格取得日が26年6月1日以後の人
- ・26年7月に標準給与の月額が改定される人

基礎届書の送付と提出

6月中旬に「基礎届書」と通知文を学校法人等あてに送付します。

なお、あらかじめ電算用紙又は磁気媒体による報告の登録をしている学校法人等については「基礎届書」は送付せず、通知文のみ送付します。

◆基礎届書による届出

私学事業団が送付する「基礎届書」に、対象となる加入者が記載されますので、対象者の4月から6月の各月の給与月額と3か月の平均額を記入し、期限までに提出してください。また、4月から6月の期間に休業している加入者については、休業開始年月も記入してください。

◆電算用紙による届出

すでに電算用紙（学校法人等で独自に作成している基礎届書の様式）による届出の承認を受けている学校法人等には、定時決定を実施する旨の通知文のみを送付しますので、承認を受けた様式で、期限までに提出してください。なお、「基礎届書」が送付された学

校法人等は、今年度の定時決定を電算用紙で提出することはできません。

◆磁気媒体による届出

磁気媒体により基礎届書を提出する学校法人等については、私学共済ホームページ（事務担当者コーナー）▼磁気媒体での申請）で磁気媒体作成機能や磁気媒体の内容チェック機能をダウンロードして磁気媒体を作成し、期限までに提出してください。事前の申請は不要です。

今年度、磁気媒体により報告すると、磁気媒体報告校として登録され、来年度以降「基礎届書」は送付されません。

年平均額による

保険者決定に該当する場合

下表の三つの要件に該当する場合は、過去1年間の平均給与月額によって本年9月からの標準給与の等級及び月額を決定することができます。

◆保険者決定の手続方法

年平均額による保険者決定の要件に該当し、本人が希望する場合は、「基礎届書」の提出とともに、「保険者決定（年間給与の平均額で算定）の申立書」（様式第1）と「標準給与基礎届書」（様式第2）と「標準給与基礎届書・保険者決定申立に係る例年の状況、標準給与の月額比較及び加入者の同意書」（様式第2）の提出が必要となります。なお、様式第2には必ず本人の署名・押印をしてください。また、磁気媒体で報告する場合で、

年平均額による保険者決定を希望するときは、様式第1の申立書及び様式第2の同意書の書面を磁気媒体提出時に同封してください。

◆保険者決定の注意事項

- ・7月から9月までのいずれかの月を改定月とする標準給与の改定が行われる場合は、その給与改定が優先されるため、年平均額による保険者決定を行うことはできません。
- ・標準給与の月額は年金や傷病手当金など、加入者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意のうえ、手続きしてください。
- ・平均額を算出する際に出る、1円未満の端数については切り捨てとなります。

〔年平均額の保険者決定の要件〕

要件	1	当年4～6月の給与額を基に算出した給与月額が、前年7月～当年6月の過去1年間の月平均で算出した給与月額と比べて2等級以上の差があること
	2	年間の月平均と4～6月で算出した給与月額の2等級以上の差が「業務の性質上例年発生すること」が見込まれること
	3	加入者が同意していること

- 注）「業務の性質上例年発生すること」とは、毎年4～6月が繁忙期にあたるため4～6月の残業手当等が他の期間と比べて多く支給されるなど、例年季節的な給与変動が想定される場合
- ② 学校全体ではなく、部署単位で給与等が変動する場合も対象
- ③ 単年度だけでなく、一時的な業務の繁忙により給与等が増加する場合は対象外

標準給与の改定が必要なとき

業務部 資格課

標準給与の改定（随時の改定）

標準給与は、資格取得時又は定時決定によって確認されますが、その後、**固定的給与が変動し、大幅な給与の増減があつた場合は「標準給与改定届書」の提出が必要です。**

◆改定の要件

【通常の場合】

標準給与の改定を必要とする大幅な増減とは、現に確認されている標準給与の月額に比べて、標準給与の月額表で**2等級以上の増減に該当した場合を**いいます。

【1等級の増減であつても給与改定の届け出が必要な場合】

標準給与の等級には上限と下限があり、昇給や降給などによって給与が大きく変動しても2等級以上の差が生じない場合があります。

例えば、標準給与が第42級の場合は、第43級が上限であるため、大幅な給与の増加があつたとしても2等級以上の差が生じたことになりません。同様に、第2級の加入者に大幅な給与の減少があつた場合にも、第1級が標準給与の下限であるため給与改定に該当しないことになり、実際の給与の動きが標準

給与に反映されないことになります。

そこで、このような場合は、標準給与の上限と下限に、さらに仮定の等級として第44級の「124万5000円以上」、第0（ゼロ）級の「9万5000円未満」を設定します。第42級又は第2級の加入者にこの仮定の等級への増減があつた場合は、大幅な増減として1等級の増減であつても標準給与改定の届け出が必要です。

◆届け出の方法

「標準給与改定届書」に、増減した月から順に継続した3か月の給与とその平均額を記入し、改定月（変動した月から4か月目）の10日までに提出してください。4か月目から標準給与の月額及び掛金が改定されます。

退職後、引き続き再雇用された場合の標準給与の改定

60歳以上の加入者が、退職後引き続き再雇用され、次の要件のすべてに該当した場合は、再雇用月より即時に標準給与を改定することができます。

◆改定の要件

- ① 60歳以上の加入者
- ② 同一学校法人等において雇用契約上

一旦退職し、1日の空白もなく引き続き再雇用されること

③ 当該再雇用時において、現に確認されている標準給与の月額と比べ1等級以上の増減があること

④ 本人が給与改定を希望していること
なお、①～④の要件を満たさない場合であっても、上記**標準給与の改定（随時の改定）**に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準給与の改定月

再雇用された日の属する月から標準給与を改定します。

◆届け出の方法

「標準給与改定届書（即時改定用）」に、当該加入者が退職した後、新たな雇用契約を結んだことが明らかにできる書類（再雇用契約書の写し等）を添付のうえ提出してください。

産休・育休等終了後の標準給与の改定

3歳未満の子を養育する加入者が、産前・産後休業や育児休業等（以下「産休・育休等」という）を終了後に継続して勤務し、次の要件のいずれにも該当した場合は、標準給与を改定することができます。

◆改定の要件

- ① 産休・育休等を終了した日において、当該休業等により養育している子が3歳に達していないこと

② 職場復帰の日を含む3か月の給与の平均が、現に確認されている標準給与の月額に比べ1等級以上の増減があること

③ 本人が給与改定を希望していること
なお、①～③の要件を満たさない場合であっても、上記**標準給与の改定（随時の改定）**に該当する場合は、届け出が必要です。

◆標準給与の改定月

産休・育休等の終了日の翌日の属する月から継続した3か月の給与の平均額を給与月額として、その翌月（職場復帰した月から4か月目）から標準給与を改定します。

ただし、職場復帰が月途中で給与支払いの対象となつた日数が17日未満であるときは、その翌月から継続した2か月の給与の平均額を給与月額とします。

※産休・育休等終了後の標準給与の改定により標準給与の月額が下がる場合は、「標準給与の従前保障」の申請が済んでいるか確認してください。

◆届け出の方法

加入者が職場復帰して3か月を経過した後、「標準給与改定申請書（産休・育休終了者用）」を速やかに提出してください。

メンタルヘルス等相談サービスを始めます

福祉部 保健課

加入者及び家族の心身の健康全般（健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス）に関する不安や悩みなどについて、保健師・正看護師等が電話で直接お答えする24時間対応の電話相談サービス、及びストレス・メンタルヘルスに関して臨床心理士等が対応するカウンセリング（電話、Web及び面談）サービスを平成26年7月1日から開始します。

プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

■相談を受けられる人

加入者（任意継続加入者を含みます）及びその家族

■相談サービス内容

1 健康医療等電話相談サービス

- ・「健康相談」 日常生活での体の不調や健康保持・増進に関する相談
- ・「医療相談」 病気に関する説明や治療・検査等、医療に関する相談
- ・「介護相談」 介護に関する相談
- ・「育児相談」 妊娠・出産・育児に関する相談
- ・「医療機関情報」 お住まいの近くの医療機関や専門外来等の案内
- ・「メンタルヘルス相談」 ストレスや不安をひきおこす原因・対処法等、メンタルヘルス等に関する相談

2 電話・面談・Webによるメンタルヘルスカウンセリングサービス

■相談日時

1 健康医療等電話相談サービス……………年中無休（24時間対応）

2 メンタルヘルスカウンセリングサービス

- ・電話カウンセリング……………午前9時～午後10時
- ・面談カウンセリング受付時間……………午前9時～午後9時（月曜日～金曜日）
午前9時～午後4時（土曜日）

※面談カウンセリングの受付はWebでも申し込めます（年中無休。折り返し日程調整を電話連絡します）。

※日・祝日及び12月31日から1月3日までを除きます。

- ・Webカウンセリング……………年中無休（相談内容受信後、3営業日以内に回答します）

■相談費用

電話相談及び電話カウンセリングは、通話料・相談料ともに無料です。

また、面談カウンセリングの相談時間は1回約50分で、年度内5回まで無料です。

■利用方法

下記のフリーダイヤル又はURLから、直接ご相談ください。

私学事業団健康相談ダイヤル 0120 (24) 7831

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます（通話料無料）。

※国外の相談及び国外からの相談は受けることができませんので、あらかじめご了承ください。

WebによるメンタルヘルスカウンセリングURL

<https://t-pec.jp/websoudan/>

ユーザー名：shigaku

パスワード：247831

人間ドック利用費用の補助

福祉部 保健課

人間ドックを利用した場合、年度内1回に限り補助金を支給します。

●対象者

人間ドック受診日において、満35歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）、被扶養者及び75歳以上で引き続き勤務している教職員（被扶養者を除きます）

●補助対象となる人間ドック

私学事業団で定めた基準検査項目表（右表）の検査をすべて実施した場合にのみ対象となります。検査項目が不足していると補助の対象となりませんので、検査項目漏れのないようあらかじめ健診施設に確認のうえ利用してください。

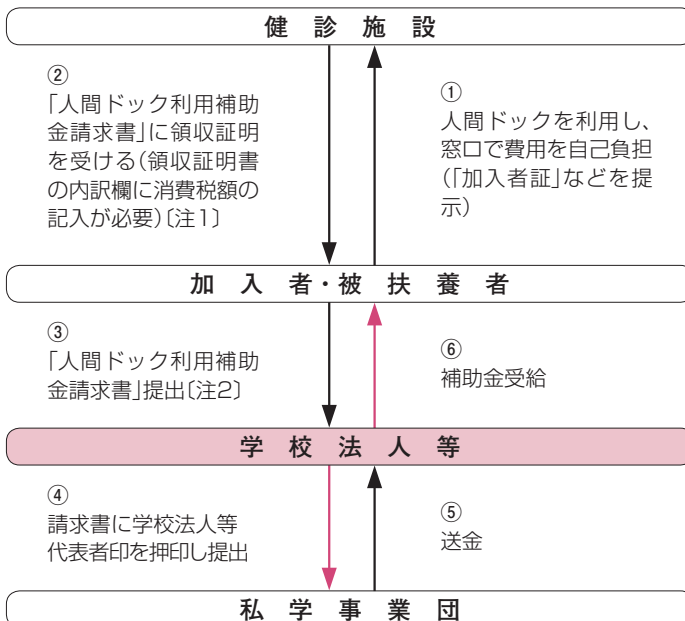
なお、健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは、学校法人等に対する補助事業ではないため補助の対象にはなりません。

●補助金

消費税を除く利用料金の50%相当額を補助金として支給します。ただし、補助限度額は25,000円となります。

※補助率及び限度額は平成26年4月1日健診分から変更となりました。

●請求方法



〔注1〕 領収証明を受けられない場合は、領収書（原本）を添付してください。

〔注2〕 任意継続加入者は直接私学事業団へ提出してください。補助金は任意継続申出時の登録口座に原則1か月で送金します。

学校法人等の実施する健康診断等を受けることができず、人間ドックの検査結果を特定健康診査の実施に代える場合については、人間ドック利用補助金を請求する際に、①「人間ドック利用補助金請求書」、②「特定健康診査受診結果票」、③「標準的な質問票（22項目）」を併せて提出してください。①～③は私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。

基準検査項目表

検査項目		区分	日 帰 り の	1泊2日以上の
		人 間 ド ッ ク	人 間 ド ッ ク	人 間 ド ッ ク
既往歴の調査及び質問票			○※1	○※1
自覚・他覚病状の検査			○	○
身体計測	身長	長	○	○
	体重	重	○	○
	B M I	I	○	○
	腹 囲	囲	○	○
生 理	血 圧	圧	○	○
	標準12誘導心電図	図	○※2	○※2
	眼 底 検 査	査	○	○
	眼 圧 検 査	査	○	○
	視 力 検 査	査	○	○
X線他	肺 機 能 検 査	査	○※3	○※3
	胸 部 X 線	線	○※4	○※4
	胃 X 線	線	○※5	○※5
生 化 学	腹 部 超 音 波	波	○※6	○※6
	総 蛋 白	白	○	○
	A / G	G	○	○
	ア ル ブ ミ ン	ン	○	○
	ク レ ア チ ニ ン	ン	○	○
	尿 酸	酸	○	○
	総コレステロール	ール	○	○
	HDL-コレステロール	ール	○	○
	LDL-コレステロール	ール	○	○
	中 性 脂 肪	肪	○	○
	総ビリルビン又は尿ビリルビン	ン	○	○
	G O T	T	○	○
	G P T	T	○	○
	γ - G T P	P	○	○
	A L - P	P	○	○
	血 糖	糖	○ (空腹時)	○ (負荷)※7
	H b A 1 c	c	○	○※7
血 液 学	赤 血 球	球	○	○
	白 血 球	球	○	○
	血 色 素	素	○	○
	ヘマトクリット	ット	○	○
	血 小 板 数	数	○	○
	M C V	V	○	○
	M C H	H	○	○
血 清 学	M C H C	C	○	○
	C R P	P	○	○
	血液型(ABO、Rh)		○初回のみ必須	○初回のみ必須
尿	H B s 抗 原	原	○	○
	蛋 白 半 定 量	量	○	○
	尿 糖	糖	○	○※7
	潜 血	血	○	○
	沈 渣	渣	○※8	○※8
便	比 重	重	○	○
	潜 血	血	○※9	○※9

※1 既往歴の調査及び質問票（特定健康診査における「標準的な質問票」による服薬歴及び喫煙習慣の状況等にかかる22項目の調査）

※2 負荷試験は任意で実施

※3 努力性肺活量1秒量

※4 フィルム大角2枚 2方向（胸部CT可）

※5 胃X-P 4F8枚以上（分割を含みます）

※6 検査対象臓器は胆のう・肝臓（脾臓を含む）・膵臓・腎臓とする。ただし、

膵臓検出できないときはその旨記載すること

※7 血糖3回、75gブドウ糖負荷試験を実施。明らかに糖尿病と判明している場合は省略し、「空腹時血糖」、「尿糖」及び「HbA1c」で可

※8 蛋白、潜血反応が陰性であれば省略可

※9 免疫法で実施。2回法が望ましい



共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321 (代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書の提出

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等へ送付（磁気媒体及び電算用紙による報告を登録した学校法人等を除く）します。

賞与等を支給した日（同月内に賞与等の支給が複数回あった場合は最後に支給した日）から5日以内に提出してください。

賞与掛金は、6月24日(火)受付分までは、6月分の掛金で調定する予定です。

〔賞与等支給報告の注意点〕

- 賞与等の支給がない場合は、提出の必要はありません。
- 賞与等支給報告書に記載されている加入者で、賞与等の支給のない人がいる場合は、該当加入者番号から賞与区分までを二重線で抹消してください（抹消せず、0円や空欄で報告された場合は、「未確認連絡書」を送付します）。
- 記入に際しては、平成23年版「様式用紙等の記入例集」14ページ又は私学共済ホームページ「様式用紙等のダウンロード」に掲載の記入例を参照してください。
- 支給年月や賞与等区分の記入漏れにご注意ください。
- 磁気媒体や電算用紙で報告する場合は、提出前に加入者番号と生年月日を確認してください。
- 電算用紙による申請は、事前の承認が必要です。

【業務部 資格課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

7月2日送金分は6月13日(金)、7月22日送金分は6月30日(月)が締め切り日となります。締め切り日（毎月15日及び月末）が土・日・祝日のときは繰り上がりしますのでご注意ください。

【福祉部 貸付課】

「事務の手引」「レター」7月号等の送付

平成26年版「事務の手引」、加入者向広報「レター」7月号等を7月初旬に学校法人等あてに送付します。「レター」の送付部数は、5月末現在の加入者数（後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます）となります。不足の場合は広報班までご連絡ください。「事務の手引」はお持ちの平成23年版「様式用紙等の記入例集」と併せてご活用ください。【広報相談センター 広報班】

生涯生活設計セミナーの申し込み締め切り

生涯生活設計セミナー（加入者とその配偶者を対象）の申し込みは6月10日(火)必着です。希望する人は、早めにお申し込みください。【福祉部 保健課】

積立共済年金と共済定期保険の前期加入申し込み締め切り

前期加入申し込みは6月30日(月)必着です。

〔積立共済年金〕

新規加入のほかに、既加入者の他コースへの加入や口数変更（増口・減口）・中途一時払の申し込みも受け付けます。

〔共済定期保険〕

「家族年金コース」「医療保障コース」の同時加入可及び「学校加入コース」の新規加入申し込みのみを受け付けます。なお、他コースの新規加入、既加入者の加入内容の変更及び脱退は、後期加入申込期間（11月）での取り扱いとなります。【福祉部 保健課】

6月の共済業務スケジュール	
2日(月)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始 貸付 送金
6日(金)	貸付 5月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限（必着） 生涯生活設計セミナー 申し込み締め切り
13日(金)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
	掛金 5月分掛金口座振替（自振校のみ） 5月分納期限
30日(月)	貸付 6月分定期償還口座振替（自振校のみ） 貸付 7月22日送金申し込み締め切り 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み締め切り

7月の共済業務スケジュール	
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 6月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限（必着） 資格 「標準給与基礎届書」提出期限
15日(火)	貸付 8月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

クールビズを実施しています

私学事業団では、例年、政府が推進する「地球温暖化防止」等の施策への対応としてクールビズを実施しています。今年も昨年同様に節電の取り組みが必要とされていることから、5月1日～10月31日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装での執務を実施しています。取り組みへのご理解をお願いします。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学術研究振興基金寄付者芳名

このたび、学術研究振興基金に対し、

【法人】 一般社団法人日本工業倶楽部 様

【個人】 杉井 輝應 様
鳥井 幸雄 様

からご寄付をいただきました。

当基金へのご協力に心から御礼を申し上げます。

当基金は、私立大学等の学術研究に助成を行うことを目的として設立されたもので、私学事業団が広く一般から受け入れた寄付金を基金として運用し、その運用益を「学術研究振興資金」として、優れた学術研究に対し交付しています。

昭和50年度に当基金が創設されて以来、皆様から格別のご理解とご支援を賜り、おかげさまで、平成26年5月末現在の基金保有額は54億351万円、資金交付累計額は73億9,788万円となりました。

本事業団では、当基金をさらに充実させ、私立学校の発展に貢献してまいりたいと考えております。今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。6月は「平成25年度補助金に係る事業の実績報告」について掲載する予定です。

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7300～7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査提出のお願い

学校法人基礎調査については、インターネットを利用した「基礎調査票 e-マネージャ」による作成・提出をお願いしています。

■提出締め切り 6月30日(月)

○〔文部科学大臣所轄法人(大学・短期大学・高等専門学校法人用)〕

→職員内訳、財務関係等

○〔知事所轄法人(高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人用)〕

→学校法人の概要、人数、財務関係等全帳票

■添付書類

学校法人基礎調査の提出に際しては、添付書類として「決算関係書類(平成25年度計算書類及び附属明細表)」を文部科学大臣・知事所轄法人ともに、私学情報室まで郵送にてご提出ください。私立大学等経常費補助金の関係で、すでに補助金課に提出している場合であっても、別途ご提出をお願いします。

※「基礎調査票 e-マネージャ」は、原則終日ご利用いただけます。

ただし、月曜日が祝日となる場合は、土曜日の正午から火曜日の午前9時まで休止させていただきますのでご注意ください。

詳しくは、平成26年度学校法人基礎調査票 e-マネージャ「操作マニュアル・入力要領」をご参照ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7843・7850

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

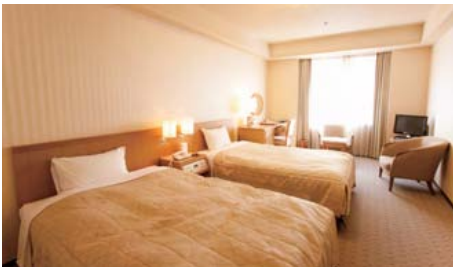
私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

「学生応援プラン」 Students Stay !!

大学受験に備えたオープンキャンパスへの参加やクラブ活動の大会、合宿にピッタリの宿泊プランをご用意いたしました。



宿泊室（スタンダードシングル）



宿泊室（スタンダードツイン）

学生応援プラン

平成26年9月30日宿泊分まで

1泊素泊まり

シングル（1名様） **7,500円**（通常料金 8,400円）

ツイン（2名様） **14,500円**（通常料金 15,200円）

※朝食は、別途1,080円でご用意しています。

※学生限定プランのため、チェックイン時に学生証をご提示ください。

※団体の宿泊もご相談ください。

※詳しくは宿泊予約までお問い合わせください。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
東京カーテンパレス

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 (JR・地下鉄丸ノ内線「御茶ノ水」駅下車、徒歩5分。地下鉄千代田線「新御茶ノ水」駅(B1出口)から徒歩5分)
 ☎03(3813)6211(代表) ☎03(3813)6290(宿泊予約)
<http://www.hotelgp-tokyo.com/>

融資事業のご案内

平成26年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成26年6月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	1.3	0.7	0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.4	0.8	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.7	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

26年度融資事業については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp